

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

附 則（令和元年11月26日西設相制第10号）
この改正規定は、令和元年12月3日から実施します。

技術的条件集 第 14 節 形態 4－6

(略)
(接続方式)

第 67 条 分類 1 から分類 9 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は技術的条件集別表 15 又は技術的条件集別表 15.1 に示すとおりとします。

(略)

1 1 付加的機能識別番号接続の方式は次のとおりとします。

(略)

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

(略)

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべき I S U P パラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
(略)	(略)	(略)	(略)
逆方向呼表示	逆方向	○	1. 課金表示の設定条件は次のとおりとします。 A C Mでは技術的要件集別表 4 に示すとおりとします。 A N Mでは、“10”を使用します。
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

技術的条件集 第 14 節 形態 4－6

(略)
(接続方式)

第 67 条 分類 1 から分類 9 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は技術的条件集別表 15 又は技術的条件集別表 15.1 に示すとおりとします。

(略)

1 1 付加的機能識別番号接続の方式は次のとおりとします。

(略)

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

(略)

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべき I S U P パラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
(略)	(略)	(略)	(略)
逆方向呼表示	逆方向	○	1. 課金表示の設定条件は次のとおりとします。 A C Mでは技術的要件集別表 4 に示すとおりとします。 A N Mでは、“01”または“10”を使用します。
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)